省　令

○総務省令第五十六号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十九条の規定に基づき、特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十日

総務大臣　新藤　義孝

特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部を改正する省令

特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令（平成十六年総務省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、海上保安航空基地及び海上保安署（管轄区域を有するものに限る。）」を「及び海上保安航空基地」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十六号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項、第四百三十五条第一項及び第二項並びに第四百四十四条第一項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「いう」の下に「。第七十五条第二項第二号において同じ」を加える。

第七十四条第三項第四号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　前払年金費用（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る資産）

第七十五条第二項第二号ハ中「及び前号ニに掲げる引当金」を「、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金」に改め、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　退職給付引当金（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る負債）

第七十六条第七項ただし書中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　退職給付に係る調整累計額

第七十六条第九項に次の一号を加える。

三　第七項第五号の退職給付に係る調整累計額

次に掲げる項目の額の合計額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

第七十六条第五項に次の一号を加える。

五　退職給付に係る調整累計額

第九十六条第九項に次の一号を加える。

三　第五項第五号の退職給付に係る調整累計額

次に掲げる項目の額の合計額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年四月一日前に開始した事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。